附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の旅券法施行規則の規定は、施行日以後にされる一般旅券に関する申請及び公用旅券に関する請求について適用し、施行日前にされた一般旅券に関する申請及び公用旅券に関する請求については、なお従前の例による。

3　旅券法施行規則別記第一号様式から別記第三号の二様式まで、別記第五号様式から別記第六号の二様式まで、別記第八号様式から別記第十号様式まで及び別記第十二号様式から別記第十七号の二様式までの各様式については、当分の間、改正後の様式にかかわらず、なお改正前の様式によることができる。

（令和八年七月改正）

渡　航　書　受　領　証

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿　　年　　月　　日

申請した内容と相違ないことを確認の上、受領しました。

1　渡航書名義人氏名

2　渡航書番号

3　発行年月日

注意
　渡航書の受領者は、渡航書発給申請書の申請者と同一人でなければなりません。

注意　旅券の紛失一般旅券等届出書を提出された場合、届け出た旅券は失効します。届出後に当該旅券を発見しても使用はできません。

（別記第１７号の２様式）　　用紙の大きさはＡ４